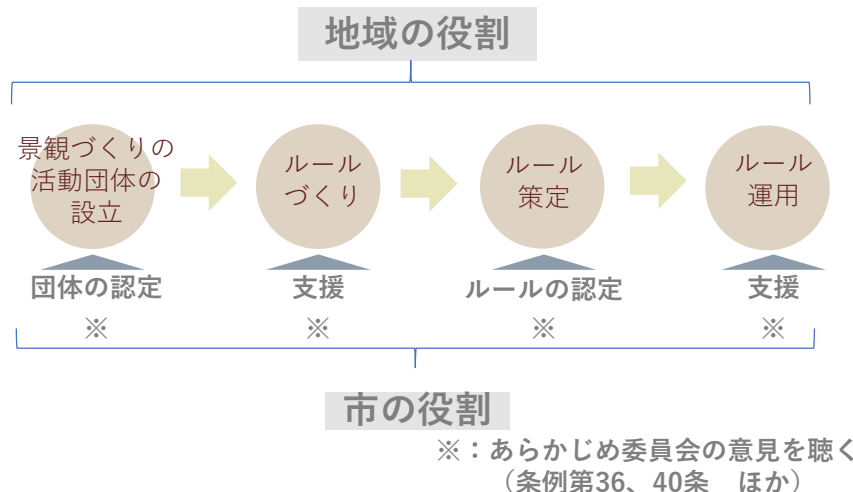


■ 制度の概要（地域景観づくり協定制度）

- 地域との協働による景観まちづくりを推進するため、活動団体の認定や、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりの支援、ルールの認定、ルールの運用に向けた支援を行う。

地域景観づくりの推進イメージ



- 自主的なルールづくりを支援

専門家の派遣	3年間	・2年間(12回／年)アドバイザー派遣 ・1年間(200万円／年)コンサルタント派遣
活動費の助成	3年間	・経費の1／2に相当する額(30万円／年)

- ルールの運用を支援

専門家の派遣	2年間	・2年間(200万円／年)コンサルタント派遣
活動費の助成	2年間	・経費の1／2に相当する額(30万円／年) ・上記以外にリーフレット印刷等(20万円／年)を1回限り助成

地域ルールづくりの取り組みイメージ

商店街で...

大阪らしい雑多な雰囲気の中にも秩序あるにぎわいのまちなみをめざしたルールづくりにより、商店街の活性化を図ります。

〈ルールの例〉

- 建物の1階は店舗にする【建築物に関するルール】
商店街のにぎわいが途切れないようにします。
- 風俗店を規制する【建築物に関するルール】
風俗店のない安心して買い物ができる商店街にします。
- 屋外広告物の大きさや色を決める【屋外広告物に関するルール】
秩序ある屋外広告物で通りのにぎわいを演出します。
- 閉店後もショーウィンドウの照明をつける【その他のルール】
夜でも楽しく安全に歩ける通りにします。



地域景観づくり協定認定後の市と推進団体の役割

○市の役割

協定締結区域において建築行為等があった場合に、事業者に対し地域景観づくり推進団体への意見聴取を義務付ける。（条例第43条）

○推進団体の役割

地域景観づくり協定のルールに基づき、建築等を行う事業者と意見交換を行う。

道修町通地域景観づくり協定の認定請求の概要

① 協定の名称・目的（第1条・第2条）

協定の名称

道修町通地域景観づくり協定

目的

本協定は、大阪市都市景観条例（平成29年3月29日 条例49、以下「条例」という。）第39条第1項の規定に基づく地域の景観づくりに関する協定として、「地域コンセプト」及び「区域内における良好な都市景観の形成のために必要な事項」等を定めることにより、くすりのまちの歴史と発展の舞台となってきた「道修町通」を「ひとに優しい賑わいのみち」としてさらに発展させ、ひいては、道修町全体のさらなるブランドと価値向上を図ることを目的とする。

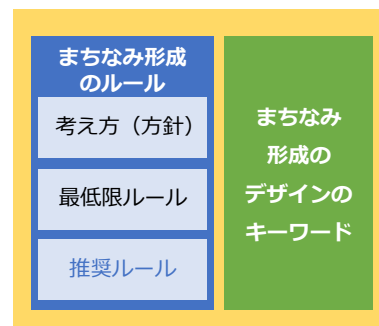
③ 協定の基本的な考え方（第6条・第7条）

通りのデザイン・コンセプト

道と沿道の建物とが一体となって「ハレ（祭り）」の日の賑わいを、「ケ（日常）」の日にも引き込み、歩きやすく快適に過ごせる品格と賑わいのある通り空間を目指す。

良好な都市景観の形成に必要な事項

建築物等の位置、形態、意匠等は、考え方（方針）、適合を求める最低限ルール、及び、適合に努める推奨ルールとして定める。また、質の高いデザインを創造していくための手がかりとなるデザインのキーワードを別に定める。



② 協定の対象区域（第3条）

大阪市中央区道修町 道修町通（道修町2丁目・3丁目）沿道区域

（協定区域内の建物総数：52）



④ 経緯と今後の計画

令和2年1月 地域景観づくり推進団体認定

令和2年～令和4年
ルール検討（アドバイザー派遣の実施）

令和4年3月 地域景観づくり協定認定請求

令和4年6月頃 協定運用開始
（予定）

道修町通地域景観づくり協定の認定請求の概要

⑤ まちなみ形成のルール（別表）

●まちなみ形成のルール

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
船場後退部	- 道路などのパブリック空間と建物敷地などのプライベート空間をつなぐ「余白」となるセミパブリック空間である「たまりの杜」としてしつらえる。 - 道路や隣地、建物低層部や敷地内のオープンスペースとの一体性を生み出す。	[最低限ルール] - 歩道との間に段差がある場合は、可搬式の植栽ポットを置くなど、通りの演出や屋外での賑わいの創出に配慮しつつ、歩行者にとって安全な空間となるよう工夫 - 歩道と連続したデザインとなるよう配慮（※） [推奨ルール] - 自動販売機、自転車駐輪場、屋外広告物、ごみ置き場は設置しない - 歩道や隣地の後退部との段差を解消



敷地内のオープンスペースの一体性を生み出す事例

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
外構部（船場後退部以外）	敷地内にオープンスペースを設ける場合は、人々のたまりや賑わいを生み出す空間としてしつらえる。	[最低限ルール] - 船場後退部と連続したデザインとなるよう配慮 - 建築ファサードへの視線を遮る塀等は設けない - 緑により積極的に演出 [推奨ルール] - 植栽は道修町にゆかりのあるものや多年草、宿根草など多様な構成 - 植栽ますなどを利用して座れる部分をつくる - 公共空間として開放 - 地上機器は通りから目立たないよう工夫

※歩道と連続した船場後退部のデザイン

歩道の舗装材



TOG-10b 花博鋪



TOG-10c 松屋町鋪

歩道舗装材との連続性を取り入れた船場後退部施工例（2丁目）



道修町通地域景観づくり協定の認定請求の概要

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
建築物	・建築物のファサードやフォルムは、周辺の街並みとの調和に配慮し、風格と賑わいのある業務地にふさわしい品のデザインとする。 ・まちなみのアクセントとなっている歴史的建築物（※）を尊重する。 ・歴史的・文化的価値の高い建築物はできる限り維持・保全する。建替えや改修を行う場合であっても価値が継承されるよう努める	[最低限ルール] ・交差点部では街角を演出するデザイン ・外構部と一体となったトータルなデザイン ・通りに面する低層部の壁面は閉鎖的にならないよう工夫 ・中高層部の壁面は分節化など圧迫感を軽減 ・特徴的な建物を引き立てたり、一体となって街並みを演出 ・歴史的・文化的価値の高い建築物の建替えや改修では特徴的な意匠をモチーフとしたデザイン [推奨ルール] ・立体的な緑の演出 ・歩道に面する部分の1階は一般に公開された用途 ・通りから見える展示物は道修町の品格にふさわしいもの ・歴史的・文化的価値の高い建築物の建替えや改修ではファサードを保存

※街並みのアクセントとなっている歴史的建築物（例）



武田道修町ビル（2丁目）



小城製薬（2丁目）



北垣薬品（3丁目）

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
サイン・屋外広告物等	・サインや屋外広告物等の設置は必要最小限とし、設置する場合にはまちなみに調和した道修町の品格にふさわしいものとする。	[最低限ルール] ・公序良俗に反せず、不快感を与えない ・船場後退部に設置しない [推奨ルール] ・中高層部の壁面に設置しない ・屋上に設置しない ・道修町のブランディングに資するデザイン性の高いもの
色彩	・周辺の街並みに配慮しつつも、「たまりの杜」の緑が映える色彩（※）とする。	[最低限ルール] ・ベースカラー及びサブカラーは低彩度を基調 ・サブカラーは1/4、アクセントカラーは1/20かつ20㎡を超えない [推奨ルール] ・建築物の外壁のベースカラーの色相は2.5R～2.5Y ・サブカラーやアクセントカラーにより演出

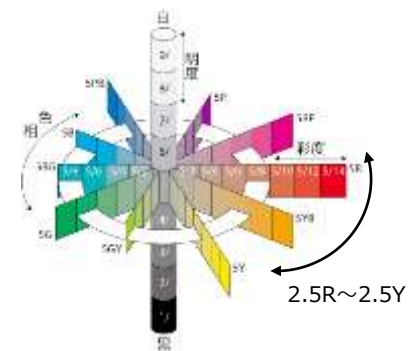
※「たまりの杜」の緑が映える色彩

【最低限ルール】

- ・ベースカラー及びサブカラーは低彩度の色彩（色相 R・Y R の色彩は彩度 6 以下、その他の色相は彩度 2 以下）を基調

【推奨ルール】

- ・建築物の外壁のベースカラーの色相は2.5R～2.5Y



参考 大阪市景観計画の基準：色相に関わらず彩度 6 以下